

## 日本脳炎、麻しん・風しん、二種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種はお済みですか

健康増進係

母子健康手帳を確認し、日本脳炎、麻しん・風しん混合、二種混合(ジフテリア・破傷風)を接種していない場合は、接種しましょう。

- ◆接種費用 無料
- ◆持参物 母子健康手帳、予診票\*1

種類	対象者	接種期間	接種医療機関
日本脳炎	第1期(初回)	通年	令和6年度予防接種だよりに掲載しています。
	第1期(追加)		
	第2期		
麻しん・風しん混合	特例措置*2	平成16年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人(20歳になるまでの間)	対象者には、4月上旬に予診票と指定医療機関一覧表を送っています。
	第1期	1歳～2歳になるまでの間の人	
二種混合(ジフテリア・破傷風)	第2期	平成30年4月2日～平成31年4月1日に生まれた人(小学校入学前の1年間)	～令和7年3月31日(月)
	第2期	小学6年生	

- \*1 予診票の交付が必要な人は、母子健康手帳と印鑑を持参し、健康・保険課で申請してください。
- \*2 特例措置とは、平成17～21年度に行われた積極的な接種勧奨の差し控えにより、第1期・第2期の接種が受けられなかった人の接種機会を確保するためのものです。特例措置で接種する場合、接種間隔や接種年齢の確認が必要になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

## マイナ保険証を使って便利に 限度額適用認定証の準備が不要になります

国保・年金係 町民課 町民係 ☎(232)4914

マイナンバーカードを保険証として利用すれば、事前に限度額適用認定証の申請をすることなく、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

### 限度額適用認定証とは

窓口で支払う医療費が高額になる場合に、支払いを所得に応じた自己負担限度額にするために病院へ出す書類です。

### マイナ保険証の利用登録方法

- ◆必要書類
  - ・マイナンバーカード
  - ・マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)
- ※マイナポータルを使って自身で登録できる他、町民課でも登録できます。
- ※詳しくは町民課へお問い合わせください。

### 12月2日に保険証の新規発行が終わります

お手持ちの保険証は、記載事項が変わらなければ、記載の有効期限まで使用できます。国民健康保険・

後期高齢者医療被保険者証は、最長で令和7年7月31日(休)まで使用できます。12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人には、資格確認書を送ります。

※国民健康保険の加入・脱退の届け出は、従来どおり必要です。

### 限度額適用認定証が必要な人は申請してください

マイナ保険証を利用しない人は、事前の申請が必要です。

- ◆必要書類 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーの分かるもの
- ◆申請場所 健康・保険課、西部支所
- ※国保税を滞納している世帯は、税務課で支払い相談をした後の申請になります。
- ※8月1日以降も引き続き当てはまる後期高齢者医療保険の人には、7月中に送っています。



## 国民年金 障害基礎年金を「ご存じですか

障害基礎年金は、病気やけがなどで生活や仕事が制限されたときに受給できる年金です。手続きをすると、年金保険料の納付状況や障がい程度などを日本年金機構が審査し、受給を決定します。

◆対象者 次のいずれかに当てはまる人

- ・障がいの原因となった傷病の初診日が、20歳以前であるか国民年金被保険者期間中の人
- ※初診日が厚生年金や共済年金に加入中の場合は、年金事務所や共済組合での手続きになります。
- ・国内に住所があり、障がいの原因となった傷病の初診日が、被保険者の資格を喪失した後の60歳以上65歳未満の間にある人で、年金の繰り上げ請求をしていない人

◆受給要件

- ・障害認定日の障がいの程度が、国民年金法に定める「1級」または「2級」に当てはまること
- ・初診日が属する月の前々月までの保険料を納めた期間と免除・納付猶予の期間を合わせた期間が、加入期間の3分の2以上あること、または初診日の属する月の前々月

◆令和6年度障害基礎年金年額

2級	1級
昭和31年4月1日以前生まれ	昭和31年4月2日以後生まれ
昭和31年4月1日以後生まれ	昭和31年4月1日以前生まれ
昭和31年4月2日以後生まれ	昭和31年4月1日以前生まれ
813,700円	1,020,000円

※18歳到達年度の末日までの子や、一定以上の障がいがある20歳未満の子の生計を維持している場合は、届け出により加算があります。

※障害者手帳と障害基礎年金は、障がいの認定基準が異なります。障害者手帳をお持ちでも障害基礎年金を受給できないことがあります。

◆熊本市西年金事務所 ☎(353)0142 国保・年金係

## 町食品衛生協会の活動を紹介します

菊池食品衛生協会 ☎0968(24)6089

食品衛生協会は、町内食品関係事業者への食品衛生に関する講習会や、食品衛生施設の一斉巡回指導を行っています。また、万が一の食品事故に備えた、会員向けの食品共済保険の取り扱いや、町内小学校での手洗い講習会も行っています。

8月は食品衛生月間で、食の安全を守るために厚生労働省や県と連携し、食中毒予防などの事業にも取り組んでいます。

食品衛生協会では、町内食品関係事業者の会員を募集しています。詳しくは、お問い合わせください。



## 早期発見で命を守ろう 乳がん・子宮頸がん検診

健康増進係

「まだ若いから検診を受けなくても大丈夫」と思っていませんか。若い世代の乳がんや子宮頸がんの割合は増加しており、日本人女性の約9人に1人が乳がんにかかると言われています。

子宮頸がんはほとんど症状がなく自分では気づきにくいですが、子宮の入り口近くに発生することが多いため、検診で発見しやすいがんです。検診で早期に発見し治療を受ければ、多くの場合治すことができます。ぜひこの機会に検診を受けましょう。

